

生駒市立上中学校 いじめ防止基本方針

2026. 6

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

Ⅰ いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（２）いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
いじめの行為者等・客体等は入れ替わることが起こり得るものである。行為者や客体になりそのような生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22 条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職・生徒指導主事・各学年主任・人権教育部長・担任・部活顧問・養護教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等から成る校内いじめ対策委員会を別に定める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取組

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が客体にはもちろん、行為者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、行為者・客体を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。また、本校の教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進をすすめていく。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。具体的な措置として、生徒への定期的な二者懇談やアンケートの実施。校内 SC の周知などによる相談体制の充実。いじめ認知等に係る教員の資質能力向上に必要な研修の実施。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに校内いじめ対策委員会をひらき、組織的対応を行う。客体生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、行為者生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。また、家庭・教育員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携をすすめる。

(4) 解消

いじめが解消は、単に謝罪をもって安易に解消とするとはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3ヶ月）
- ② 客体生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保証をはじめ学校復帰のための支援を検討する。いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合はできる限り物理的及び SNS 等による WEB を介した接点を絶つように配慮や対策を行う。

いじめが解消したとみられる場合でも、客体生徒の自尊感情が著しく低下したり、PTSD 傾向を示したりすることが考えられるので、客体生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

(5) 関係機関との連携

事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、警察と連携して対処していくこともある。そのためには平素から関係機関等の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築する。

※関係機関：警察、奈良県中央こども家庭相談センター、生駒市こども家庭センター、法務局、医療機関等の民間団体等

4 重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに示されている重大事態として扱われた事例を参考としつつ、調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、校内いじめ対策委員会により、早急に調査を行い事態の解決に当たる。

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認める時も含む。）、直ちに発生を報告する。

市立学校 → 市教育委員会 → 市長

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者との情報共有を行い、教育委員会と連携し、学校における窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報を途切れないようにする。

調査において、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確し、再発防止に努める。

いじめを行った児童生徒に対する指導については、調査結果において、いじめが認定されている場合、いじめを行った生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。その際、保護者に協力を求めながら指導を行う。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、校内いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。